公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６４号
宮城県大崎市古川西館２丁目３番23号
債務者　相澤ひろみ
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
宮城県大崎市古川大幡字月蔵163番地１　フレスクーラＶ　205号
債務者　佐々木　円
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
金沢市薬師堂町イ19番地２　ラシュマン薬師堂202号、従前の住所富山市今泉272番地１
債務者　藤井　啓行
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
石川県小松市今江町５丁目242番地　シャルマンＴＳ102、住民票上の住所石川県小松市島町ル20番地１
債務者　小玉　智広
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２９号
石川県小松市下八里町己１番地
債務者　西　奈緒美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第４０号
石川県小松市下粟津町ヤ15番地
債務者　嶋　　真衣
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第４５号
長野県佐久市臼田96番地
債務者　柳澤　美波
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第９９号
兵庫県伊丹市鈴原町９丁目124番地
債務者　三田　雅一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目33番地５
債務者　橋本　奈美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
兵庫県明石市二見町西二見784番地の60
債務者　岩本　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
神戸市西区王塚台６丁目101番地　第２桃源ハイツ103号
債務者　林　　保夫
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
広島県呉市本通５丁目６番３―304号
債務者　法藏　　稔
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
　　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６１号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の74
債務者　荒川美紀子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
佐賀県唐津市養母田937番地３　ヒルズアンジュＢ201号室
債務者　田中　由佳
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５７号
佐賀県唐津市東唐津１丁目７番５号
債務者　浦川　美幸
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１９９号
熊本市中央区国府２丁目６番91号　201、前住所熊本県上益城郡山都町上寺1555番地２
債務者　坂本　愛美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係